

II 牛トレーサビリティ制度を円滑に進めるための業務について

1. 業務の実施体制について

(1) 本制度は、消費者の牛肉に対する安心を確保し、もって畜産及び関連産業の発展等を図ることを目的とします。すなわち、制度が円滑かつ適正に運用されることによって、リスク管理と生産振興双方の目的が達成されると考えられます。リスク管理の面から行う立入検査や罰則も、虚偽の報告が行われたり、届出が行われなかつたりすることを防止するためのものです。また、本制度により、個体識別番号に基づく情報の統合による情報の活用範囲の拡大・高度化や、補助事業の確実かつ適正な執行等が可能となることにより、畜産経営の利益が向上することも期待されます。

このため、農林水産省本省（以下「本省」と略します。）では、リスク管理を担当し制度を所管する消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」と略します。）と、畜産振興を担当する生産局畜産部畜産振興課及び食肉鶏卵課（以下それぞれ「畜産振興課」、「食肉鶏卵課」と略します。）が連携し、その他関係各課と協力して業務を進めます。（IV 1 参考 2）

(2) 同様に、地方農政局にあっては、消費・安全部安全管理課（以下「農政局安全管理課」と略します。）と、生産経営流通部畜産課（以下「農政局畜産課」と略します。）が連携し、情報の共有と共通の認識の下に、その他関係各課とも協力して、地方農政事務所に対する指導、地方農政事務所と都道府県及び関係機関との連携の調整等にあたります。（沖縄総合事務局にあっては農林水産部消費・安全課と畜産課が連携して同様に調整等にあたります。以下地方農政局といった場合には、沖縄総合事務局を含みます。）

(3) 都道府県段階では、地方農政事務所（地方農政事務所がない県では地方農政局。以下同じです。）の消費・安全部安全管理課及び地域課が、所在する都道府県の畜産主務課（以下「県畜産課」と略します。）及び関係課の協力を得て、各都道府県内の業務の推進にあたります。

(4) 都道府県にあっては、消費・安全局長及び生産局長の協力依頼を踏まえ、県畜産課が中心となり、以下に記述する牛の飼養者等管理者の届出等が適正かつ円滑に行われるよう、関係課と連携して、業務の推進にあたって下さい。

(5) 地方農政事務所及び都道府県は、業務の円滑な推進のため、生産者が所属又は関係する農協及びその他関係団体等（以下「農協等」といいます。）に協力を求め、連携して業務の推進にあたる必要があります。

(6) 牛個体識別台帳を管理する改良センターは、本省、地方農政局、地方農政事務所、都道府県と連携して、国に対する届出のすべての受付けと内容の確認等の業務にあたります。